

平成 13 年 4 月 9 日

各 位

会社名 株式会社 ACCESS
代表者名 代表取締役社長 荒川 亨
(コード番号 4813 東証マザーズ)
問合せ先 取締役経営企画室長 室伏 伸哉
(TEL. 03 - 5259 - 3511)

平成 12 年 7 月 7 日開催の臨時株主総会決議及び平成 12 年 7 月 28 日開催の取締役会決議に基づき、当社従業員に対して付与した商法第 280 条ノ 19 による新株引受権の内容の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 13 年 4 月 9 日開催の取締役会において、平成 13 年度ストックオプション制度との整合性を図るため、平成 12 年 7 月 7 日開催の臨時株主総会においてご承認いただき、平成 12 年 7 月 28 日開催の取締役会決議に基づき当社従業員に対して付与した新株引受権の内容の一部を、下記のとおり変更することにつき、決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株引受権の目的たる株式の数について、以下の調整条項を加える。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、新株引受権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されるものとする。なお、かかる調整は、当該時点における未行使の新株引受権の目的たる株式の数についてのみ行なわれるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率 (1 株未満の株式は切り捨てる)}$$

また、上記のほか、下記 2. に基づき新株の発行価額が調整される場合にも、調整後株式数に調整後発行価額を乗じた額が調整前株式数に調整前発行価額を乗じた額と同額となるよう、付与株式数を適切に調整するものとし、調整の結果生ずる 1 株未満の株式は切り捨てるものとする。

2. 新株の発行価額の調整条項を、以下の通り変更する。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行するとき(転換社債の転換及び新株引受権の行使による場合を除く)は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。その他、時価を下回る転換価額又は行使価額による転換社債又は新株引受権証券等の発行等についても、これに準じて調整するものとする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{1 \text{株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記のほか、当社が他社と合併し、又は、株式交換、株式移転若しくは会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、発行価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、発行価額を適切に調整するものとする。

3. 新株引受権の行使の条件に、以下の変更を加える。

(1) 権利喪失事由について

権利喪失事由の一つである、「被付与者が自己の都合により当社の取締役又は従業員でなくなった場合」につき、例外として、「過去に顕著な貢献があり、株主総会が承認した場合には権利を喪失しない」ものとされていたが、この例外を、「当社に対する過去の貢献に鑑み、取締役会がその存続を相当と認める場合には権利を喪失しない」ものと変更する。

(2) 株式交換等の場合の条件の追加

以下の条件を新たに加える。

「当社が他社と株式交換又は株式移転を行う場合その他これらに準ずる事由が生じた場合には、必要最小限かつ合理的に可能な範囲で新株引受権の権利行使期間その他の条件の調整、権利行使の制限又は未行使の新株引受権を失効させることができるものとする。」

(注) 上記の内容については、平成 13 年 4 月 26 日開催予定の当社株主総会において、上記記載の変更が承認可決されることを条件といたします。

以上